

富士宮市立図書館協議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市立図書館条例（昭和57年富士宮市条例第19号。以下「条例という。」）第13条の規定により富士宮市立図書館協議会の委員のうち同条第2項第4号に掲げる委員（以下「公募委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 市内に在住する20歳以上で図書館を利用している者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本市の議員及び職員
- (2) 本協議会に委員を推薦している団体に所属する者
- (3) 本市の他の委員会の委員を3以上兼ねている者
- (4) 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

(募集人員)

第3条 公募委員は、2人以内とする。

(公募の方法)

第4条 委員の公募に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 必要事項を記入した応募申込書（別紙様式）
- (2) 指定したテーマによる作文等

(選考委員会の設置)

第5条 公募委員の選考に当たり、公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

2 選考会議は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育総務課長
- (3) 中央図書館長

3 選考委員会には、選考委員長を置く。

4 選考委員長は教育部長とする。

5 選考委員会は選考委員長が招集する。

6 選考委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

(委員の選考)

第6条 委員の選考は選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、年齢、性別(男女比)、社会的活動の経験及び提出された書類等を総合的に考慮するものとする。

(応募者がいない場合等の対応)

第7条 選考委員会は、公募委員の募集に対して応募者がいないとき、又は選考の結果公募委員として適当と認められる者がいないときは、指名等の方法により公募委員を選任することができる。

(決定結果の通知)

第8条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年5月9日から施行する。（平成25年5月9日教育長決裁）

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。（平成27年3月19日教育長決裁）